

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2025 年 7 月 28 日

株式会社ラストワンマイル

2025 年 7 月 28 日

東京都豊島区東池袋四丁目 21 番 1 号
アウルタワー 3 階
株式会社ラストワンマイル
代表取締役会長 兼 CEO 渡辺 誠

株式交換に関する事前開示事項

当社は、2025 年 7 月 15 日付の取締役会決議により、当社を株式交換完全親会社、株式会社テルベル(以下、「テルベル」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、同 16 日に当社はテルベルとの間で締結した株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式交換契約の内容(会社法第 794 条第 1 項)
別紙 1 のとおりです。
2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 1 号)
別紙 2 のとおりです。
3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 2 号)
該当事項はありません。
4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 3 号)
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 3 のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な責務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 4 号)別紙 4 のとおりです。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 5 号)

当社の最終事業年度の末日(2024 年 8 月 31 日現在)の貸借対照表における資産の額は 6,109,960 千円、負債の額は 3,252,681 千円、純資産の額は 2,857,279 千円であり、資産の額が負債の額を上回っております。本株式交換において、当社は、テルベルの株主に対し、その所有するテルベル株式 1 株につき、当社株式 11.37216549 株及び金 213,636.363636 円の割合をもって当社株式及び金銭を交付しますが、本株式交換の効力発生日までの当社の資産及び負債の状態の変動を考慮しても、本株式交換の効力発生後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。また、本株式交換の効力発生後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本株式交換の効力発生後における当社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

別紙 1

株式交換契約の内容

次頁以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社ラストワンマイル（以下「甲」という。）と株式会社テルベル（以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲 商号：株式会社ラストワンマイル
住所：東京都豊島区東池袋四丁目 21-1 アウルタワー3 階

乙 商号：株式会社テルベル
住所：新潟県新潟市西区内野西が丘 1 丁目 2 番 6 号

第 3 条（本株式交換に際して交付する株式等及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式の合計数に 11,372,165.49 を乗じて得た数の甲の普通株式及びその保有する乙の普通株式の合計数に 213,636,363.636 円を乗じて得た額の金銭を割当交付する。但し、本項に定める本割当対象株主に割当交付する甲の普通株式数は、本契約締結後本株式交換が効力を生ずる時点までに、甲の株式について、1.2 株を 1 株に併合する株式併合（以下「本株式併合」という。）が効力を発生することを前提としており、本株式併合が、本株式交換が効力を生ずる時点までに効力を生じなかった場合には、1.2 で除した株式数とする。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対してその保有する乙の普通株式 1 株につき、11,372,165.49 を乗じて得た数の甲の普通株式及び 4 億 7,000 万円の金銭を割当交付する。但し、本項に定める本割当対象株主に割当交付する甲の普通株式数は、本契約締結後本株式交換が効力を生ずる時点まで本株式併合が効力を発生することを前提としており、本株式併合が、本株式交換が効力を生ずる時点までに効力を生じなかった場合には、1.2 で除した株式数とする。
3. 前二項に従い乙の株主に対して割当交付すべき甲の普通株式の数に 1 に満たない端数がある場合、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第 4 条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適宜定める金額とする。

第 5 条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2025 年 9 月 1 日とする。但し、株式交換手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、効力発生日を変更することができる。

第 6 条（株式交換承認手続き）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約について株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本契約の株主総会による承認が必要となった場合は、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項の株主総会決議を

経る。

2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項の株主総会決議（書面決議を含む。）を経る。

第 7 条（善管注意義務）

1. 乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲と乙とで協議し合意の上、これを行うものとする。
2. 乙は、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得決議を行ってはならない。

第 8 条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変、疫病・感染症の流行その他の不可抗力により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合、甲及び乙で協議し合意の上、株式交換条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 9 条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、これを決定する。

第 10 条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本契約書又は本契約書の電磁的記録を作成し、署名若しくは記名押印又はこれらに代わる電子署名を施し、各自保管する。

2025 年 7 月 16 日

甲 : 東京都豊島区東池袋 4 丁目 21-1
アウルタワー3 階
株式会社ラストワンマイル
代表取締役会長 兼 CEO 渡辺 誠

乙 : 新潟県新潟市西区内野西が丘 1 丁目 2 番 6 号
株式会社テルベル
代表取締役 熊野 純一郎

別紙 2

本株式交換に関する会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

当社は、本株式交換に際して、会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め
の相当性に関して、下記の通りこれを相当であると判断いたしました。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	テルベル (株式交換完全子会社)
本株式交換により割り当てられる 対価の算定方法	1 株当たりの現金対価：213,636,363円 現金対価の総額：470,000,000円 1 株当たりの株式対価：当社の普通株式11.37216549株(予定) 交付する当社株数：25,018株(予定)	

(注) 1. 本株式交換に係る割当比率(以下、「本株式交換比率」といいます。)

当社は、テルベルの普通株式 1 株に対して、当社普通株式11.37216549株及び現金対価として 1 株に対して金213,636,363円(現金対価の総額：金470,000,000円)を割当交付します。ただし、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議及び合意の上、変更されることがあります。なお、本株式交換比率は、2025年 7 月31日に予定されている当社の臨時株主総会において付議される予定の当社株式1.2株を 1 株に併合する株式併合(以下「本株式併合」といいます。)に係る議案が原案通り承認可決され、本株式交換が効力を生ずる時点までに本株式併合の効力が発生することを前提としており、本株式併合が、本株式交換が効力を生ずる時点までに効力を生じなかった場合には、テルベルの普通株式 1 株に対して割当交付する当社株式数は上記株式数を1.2で除した数とします。

2. 本株式交換により交付する株式

当社は、本株式交換に際して、当社普通株式25,018株を、当社がテルベルの発行済株式の全てを取得する時点の直前時のテルベルの株主に対して割当交付する予定です。なお、本株式交換により交付する当社普通株式については、当社が保有する自己株式82,484株のうち25,018株を充当する予定です。

3. 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなるテルベルの株主の皆様においては、当該単元未満株を東京証券取引所及びその他の金融商品取引所において売却することはできませんが、当社の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

・単元未満株式の買取制度(100株未満の株式の売却)

会社法第192条第 1 項の規定に基づき、当社に対し、保有することとなる当社の単元未満株式の買取りを請求することができます。

また、2025年 7 月31日に予定されている当社の臨時株主総会において付議される予定の定款の一部変更に係る議案が原案通り承認可決された場合には、2025年 8 月11日以降、以下の制度もご利用いただくことができます。

・単元未満株式の買増制度(1 単元への買増し)

会社法第194条第 1 項の定めに基づき、当社が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元株式数(100株)となる数の株式を当社から買い増すことができます。

4. 1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社普通株式 1 株に満たない端数が生じた場合、テルベルの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当社が 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いし、端数部分の株式は割当てられません。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって、公平性・妥当性を確保するため、当社並びにテルベルから独立した第三者算定機関である、株式会社Stand by C(以下「評価機関」といいます。)に当社及びテルベルの株式価値及び本株式交換比率の算定を依頼することとし、2025年7月8日付で、「テルベル社株式価値及び株式交換比率算定書」(以下、「本株式交換比率算定書」といいます。)を取得いたしました。

当社は、評価機関から提出を受けた本株式交換比率算定書記載の株式価値並びに本株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、テルベルとの間で真摯に協議・検討を重ねてきました。本株式交換比率は、評価機関の算定した株式交換比率レンジ内であり、それぞれの株主の皆様にとって妥当であり、株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換の実行に重大な支障となる事態又はその実行を著しく困難にする事態が生じた場合には、両社間の協議の上変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに当社及びSHCとの関係

第三者算定機関であるStandbyC(以下、「評価機関」といいます。)は、当社及びテルベルの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

② 算定の概要

評価機関は、当社については当社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場価格が存在していることから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2025年7月14日を基準日として、東京証券取引所グロース市場における基準日前3か月間(2025年4月15日から2025年7月14日まで)の終値の単純平均値を採用しております。これにより算定された当社の普通株式の1株当たりの株式価値は以下のとおりです。

算定方法	算定結果
市場株価法	3,331円

テルベルについては、非上場会社であり市場株価が存在しないこと及び将来の事業活動の状況を算定に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を用いて株式価値の算定をしております。DCF法では、テルベルより評価機関が開示を受けた事業計画に基づき、算定基準日である2025年4月30日以降にテルベルが創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算出しております。なお、継続価値の算定については、テルベルが想定する2031年8月期以降に継続的に創出する水準として開示を受けたキャッシュ・フローを、現在価値に割り引くことにより算出しております。なお、割引率には加重平均資本コスト(WACC)を使用しております。

評価機関がDCF法による算定の前提としたテルベルの事業計画は、以下の前提条件に基づき作成されております。

- ①本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、加味されていません。
- ②割当ての内容の算定の前提としたテルベルの事業計画は大幅な増減益を見込まれておりません。
- ③テルベルの事業計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。これにより算定されたテルベルの1株当たりの株式価値の評価レンジは以下の通りです。

算定方法	算定結果
DCF法	203,137円～259,810円

評価機関は、本株式交換比率の算定に際して、公開情報及び両社から提供された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報が全て正確かつ完全なものであること、かつ、両社の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で評価機関に対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、評価機関は、両社及びその関連会社の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者算定機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。評価機関による両社の株式価値の算定は、算定基準日である2025年4月30日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、評価機関がDCF法による評価に使用したテルベルの事業計画については、テルベルの経営陣により当該算定基準日時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

(3) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社は、本株式交換において株式交換完全親会社となり、また株式交換完全子会社となるテルベルは非上場会社であるため、該当事項はありません。

(4) 公正性を担保するための措置

当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社及びテルベルから独立した評価機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、本株式交換比率算定書の提出を受けました。本株式交換比率算定書の概要は、上記「②算定の概要」をご参照ください。なお、当社は、評価機関から、本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(いわゆるフェアネス・オピニオン)を取得していません。

(5) 利益相反を回避するための措置

当社とテルベルの間には、資本・人的・取引関係に該当事項はなく関連当事者に該当しないため、本株式交換に関する取締役会における意思決定の実施にあたって両社間で利益相反関係は生じないことから、上記「(4)公正性を担保するための措置」のほか、特段の措置は講じておりません。

3. 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加すべき当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い当社が別途適当に定める額といたします。この取り扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当

であると判断しております。

事業報告

（ 2023年7月1日から
2024年6月30日まで ）

1. 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、経済活動の正常化が進み、インバウンド需要の増加も相まって緩やかな回復基調にあります。しかし、国際的には、ロシア・ウクライナ紛争の長期化、中東地域の政治的不安定といった地政学的リスクにより、依然として先行きは不透明な状況が続いています。

このような環境下で、当事業年度の業績は、売上高は470,494千円、営業利益65,993千円、経常利益67,059千円、当期純利益33,388千円となりました。

（2）設備投資の状況

該当事項はありません。

（3）資金調達の状況

該当事項はありません。

（4）対処すべき課題

①ストック型ビジネスの強化

当社は、長期にわたり、新潟県宅建協会にインターネット総合サービス事業提携業者として唯一加盟しており、不動産会社と強固なネットワークを構築し、取次販売したことによる販売手数料を主たる収益としております。今後においても顧客との契約により得られるストック型収益を強化していくことを経営課題の一つとして認識しております。ストック型収益は、一度契約を獲得すると、継続的な利益を得ることができ、顧客からの新規の契約が増加することで収益が積み上がっていきます。このため、今後の事業拡大を見据えた、更なる新規契約の獲得に取り組んでまいります。

②情報管理体制の強化

当社は、顧客情報を含む個人情報を取り扱っております。これらの情報につきましましては、定期的な社内教育の実施、システム環境の整備などを行うことで厳密に管理しておりますが、今後も重要な課題のひとつとして認識し、管理体制の強化に取り組んでまいります。

③優秀な人材の確保

当社は、今後の事業拡大に伴い、当社の経営理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を継続的に採用していく必要があると考えております。労働市場における知名度の向上を図り採用力の向上に努めるとともに、業務環境や福利厚生の改善により採用した人材の離職率の低減も図ってまいります。

(5)財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第18期 (2022年6月期)	第19期 (2023年6月期)	第20期 (当事業年度) (2024年6月期)
売 上 高	414,880	448,770	470,494
営 業 利 益	21,985	41,026	65,993
経 常 利 益	22,085	38,711	67,059
当 期 純 利 益	9,396	11,865	33,388
1株当たり当期純利益(円)	4,270.70	5,393.05	15,176.40
総 資 産	303,918	333,350	366,593
純 資 産	58,906	70,771	104,159

(6)重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社ナレッジリンクス	5百万円	70%	宿泊施設向けWi-fi導入支援、DX化支援

③特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(7)主要な事業内容

事業	主要製品及びサービス
アパート・マンションWi-Fi スターネット事業 ホテル・旅館・商業施設Wi-FiサービスWi-Fi AIR事業	集合住宅向けインターネット回線 インターネット回線取次

(8)主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
本社	新潟県新潟市
新潟支店	新潟県新潟市

(9)従業員の状況

従業員数
20名(6)

(注)使用人数は就業人数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向を含む。)であり、パート及び嘱託社員は()内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
大光銀行	135,000 千円
第四北越銀行	18,372 千円
日本政策金融公庫	14,450 千円
新潟県信用組合	8,215 千円
商工組合中央金庫	2,564 千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 10,000株

(2) 発行済株式の総数 2,200株

(3) 株主数 2名

(4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
熊野 純一郎	1,104	50.18
森 麻衣子	1,096	49.82

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2024年 6 月 30 日現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
熊野 純一郎	代表取締役	該当事項はありません。
森 麻衣子	取締役	該当事項はありません。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	34 (一)	34 (一)	— (一)	— (一)	2 (0)

(3) 社外役員に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

剰余金の配当の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための投資を優先し、さらなる企業価値の向上を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

今後、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

令和06年06月30日 現在

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
現金・預金	207,572,797	買掛金	41,585,413
売掛金	44,464,511	短期借入金	30,500,000
棚卸資産	8,601,885	未払金	13,979,771
未収入金	3,595,990	一年以内返済長期借入金	22,498,000
前払費用	718,351	未払法人税等	15,681,500
短期貸付金	3,396,059	未払消費税等	3,904,300
立替金	2,190,465	預り金	96,680
仮払金	4,287,438	前受金	1,817,530
貸倒引当金	△266,000	流動負債合計	130,063,194
流動資産合計	274,561,496	【固定負債】	
【固定資産】		長期借入金	126,103,000
建物	23,943,909	長期未払金	6,267,800
建物付属設備	8,678,896	固定負債合計	132,370,800
構築物	1,323,823		
機械・装置	8,328,818		
車両・運搬具	9,353,643		
工具・器具・備品	84,641		
土地	8,195,476		
有形固定資産合計	59,909,206		
【無形固定資産】			
ソフトウェア	433,334		
電話加入権	30,000		
商標権	362,696		
無形固定資産合計	826,030		
【投資その他の資産】			
投資有価証券	15,367,516		
出資金	3,510,000		
預け金	1,885,424		
保証金	1,467,180		
敷金	1,390,480		
長期前払費用	7,675,800		
投資合計	31,296,400		
固定資産合計	92,031,636		
		負債の部合計	262,433,994
		純資産の部	
		資本金	11,000,000
		資本金合計	11,000,000
		特別償却準備金	235,210
		繰越利益剰余金	92,923,928
		その他利益剰余金合計	93,159,138
		利益剰余金合計	93,159,138
		株主資本合計	104,159,138
		純資産の部合計	104,159,138
資産の部合計	366,593,132	負債・純資産の部合計	366,593,132

損 益 計 算 書

自 令和05年07月01日
至 令和06年06月30日

(単位:円)

科 目	金 額	
経常損益の部		
【営業損益の部】		
【売上高】		
キャリア回線販売収入	77,490,415	
S N初期収入	77,913,860	
S N継続収入	175,635,532	
NTTコラボ光	112,118,798	
グループ会社売上	16,373,203	
その他	10,962,518	
売上高合計		470,494,326
【売上原価】		
期首棚卸高	8,333,395	
仕入高	171,774,085	
外注費	73,029,954	
ロイヤリティ	1,225,001	
期末棚卸高	8,413,093	
売上原価合計		245,949,342
売上総利益		224,544,984
販売費および一般管理費合計		158,552,433
営業利益		65,992,551
【営業外損益の部】		
【営業外収益】		
受取利息割引料	2,677,655	
受取配当金	449,629	
貸倒引当金戻入益	157,000	
雑収入	75,013	
営業外収益合計		3,359,297
【営業外費用】		
支払利息割引料	2,292,962	
営業外費用合計		2,292,962
経常利益		67,058,886
特別損益の部		
【特別損失】		
投資有価証券売却損	1,507,589	
役員賞与	14,000,000	
特別損失合計		15,507,589
税引前当期純利益		51,551,297
法人税、住民税及び事業税	18,163,210	
当期純利益		33,388,087

株主資本等変動計算書

自 令和元年4月01日
至 令和元年12月31日

(単位：円)

	当 期 首 残 高	当 期 純 利 益	繰 立 金 の 取 崩	変 動 事 由				当 期 変 動 額 合 計	当 期 末 残 高
資本金	11,000,000							0	11,000,000
資本金合計	11,000,000							0	11,000,000
特別超過利益金	313,612		△78,402					△78,402	235,210
繰越利益剰余金	33,457,439	33,388,087	78,402					33,466,489	97,923,928
その他利益剰余金合計	33,771,051							33,388,087	93,159,138
利益剰余金合計	33,771,051							33,388,087	93,159,138
株主資本合計	75,771,051							33,388,087	104,159,138
剰余金の取崩合計	75,771,051							33,388,087	104,159,138

個 別 注 記 表

自 令和05年07月01日
至 令和06年06月30日

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法または旧定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物（付属設備を除く）については定額法を採用しております。

また、法人税法の改正に伴い、平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法又は旧定額法を採用しております。

(3) 繰延資産

効果の及ぶ期間で均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

II. 貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 46,318,170円

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式総数 2,200株

IV. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額は、47,345.06円です。

2. 一株当たり当期純利益は15,176.40円です。

別紙 4

当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な責務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 4 号)

1. 株式会社 CITV 光(以下「CITV 光」といいます。)との吸収合併契約の締結

当社は、CITV 光との間で、2025 年 7 月 15 日、当社を吸収合併存続会社、CITV 光を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約(以下「本合併」といいます。)を締結しております。本合併の効力発生日は 2025 年 9 月 1 日を予定しています。当社は、同日をもって、CITV 光の資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎます。CITV 光は当社の完全子会社であるため、本合併において対価は交付されません。また、本合併は、当社においては、会社法 796 条 2 項の規定に基づき、吸収合併契約につき株主総会の承認を得ずに、CITV 光においては、会社法 784 条 1 項の規定に基づき、吸収合併契約につき株主総会の承認を得ずに行う予定です。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少

当社は、2025 年 6 月 20 日開催の取締役会において、以下のとおり、2025 年 7 月 31 日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に、資本金及び資本準備金の額の減少を付議することを決議いたしました。なお、かかる資本金及び資本純金の額の減少は本臨時株主総会における決議を条件とします。また、効力発生日は 2025 年 8 月 31 日の予定です。

(1) 資本金の額の減少の要領

(ア) 減少すべき資本金の額

資本金の額 502,499,850 円のうち 402,499,850 円を減少し、100,000,000 円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション(新株予約権)が、資本金の減少の効力発生日までに行使された場合は、資本金の減少前の資本金の額が変動いたしますが、その場合でも減少する資本金の額は上記の額(402,499,850 円)といたしますので、資本金の額の減少後の資本金の額は上記の額(100,000,000 円)よりもストック・オプションの行使による資本金増加分だけ大きくなることとなります。

(イ) 資本金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、減少額の全額を「その他資本剰余金」に振り替えます。

(2) 資本準備金の額の減少の要領

(ア) 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額 1,666,107,284 円のうち 1,566,107,284 円を減少し、100,000,000 円といたします。

(イ) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額を「その他資本剰余金」に振り替えるものです。